
F006. 食品等輸入届出変更

業務コード	内 容
I F E	食品等輸入届出変更

1. 業務概要

「食品等輸入届出変更事項登録（I F A O 1）」業務後、食品等輸入届出の内容変更を検疫所に対して届け出る業務である。また本業務でシステムによる審査区分の選定を行う。

2. 入力者

全利用者（税関を除く）

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」を参照

(B) 項目間関連チェック

なし

(3) DB関連チェック

(A) 利用者

①「利用者DB」に登録されていること。

②食品等輸入届出変更事項登録をした利用者と同じであること。

③税関以外の利用者であること。

(B) 届出受付番号

①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。

②食品等輸入届出変更事項登録完了済であること。

③届出されていること。

④当該届出受付番号について、届出変更されていないこと。

⑤無効でないこと。

(C) 業務時間

届出先検疫所が業務時間内であること。

(D) 届出種別

「届出種別DB」に登録されていること。

(E) 輸入者

①「国内用輸出入者DB」に登録されていること。

②事項登録時以降、届出時までに登録内容に変更がないこと。

(F) 衛生管理者

「衛生管理者DB」に登録されていること。

(G) 品目コード

①「輸入食品監視支援業務用品目DB」に登録されていること。

②品目の分類区分が「貨物の種類DB」に登録されていること。

(H) 用途

「用途DB」に登録されていること。

(I) 包装の種類

「原材料・材質DB」に登録されていること。

(J) 登録制度適用番号

(a) 輸入食品等事前確認制度

- ①「登録制度適用番号DB」に当該番号が登録されていること。
- ②当該番号が有効期間内であること。

(b) 品目登録制度

- ①「登録制度適用番号DB」に当該番号が登録されていること。
- ②当該番号が有効期間内であること。

(c) 安全情報登録制度

- ①「登録制度適用番号DB」に当該番号が登録されていること。
- ②当該番号が有効期間内であること。

(K) 原材料または材質

「原材料・材質DB」に当該番号が登録されていること。

(L) 添加物または成分

「添加物・成分DB」に当該番号が登録されていること。

(M) 製造または加工の方法コード

「製造・加工方法DB」に当該番号が登録されていること。

(N) 暗証記号

該当の利用者コードと輸入者符号に対応する暗証記号が入力されていること。

(O) 届出年月日

- ①届出種別が「一般届出」の場合は、以下の条件を満たすこと。

搬入年月日 ≤ 届出年月日

- ②届出種別が「事前届出」の場合は、以下の条件を満たすこと。

(到着年月日 - 7日) ≤ 届出年月日 ≤ 搬入年月日

~~(P) 共通管理番号~~

~~NACCSとインタフェースを行う場合は、食品等輸入届出変更事項登録業務で、NACCSインターフェース処理が正常に終了していること。~~

5. 処理内容

(1) 食品等輸入届出DB処理

システムより決定された審査区分により届出の欄ごとに、食品等輸入届出変更を行った年月日及び該当した審査区分を「食品等輸入届出DB」に登録する。

(2) ~~NACCSインターフェース~~ 共通管理番号関連処理

~~NACCSとインタフェースを行い、処理が正常に行われた場合は、食品等輸入届出変更が行われた旨を府省共通ポータルに登録する。~~

(A) 共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(3) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
食品等輸入届出変更控 情報	なし	入力者

7. 特記事項

特になし。